

■議案第36号 令和5年度四万十町一般会計補正予算（第1号）

【補正予算概要】

今般、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、3月22日に開催された政府の第8回物価・賃金・生活総合対策本部において、「児童扶養手当受給者等の低所得のひとり親世帯やその他の住民税均等割が非課税の子育て世帯等に対し、児童一人当たり5万円の特別給付金を支給する」ことが決定され、そのための予備費の支出が3月28日に閣議決定されました。

本議案は、この特別給付金を対象世帯に速やかに給付するため、予算措置を講じるものです。

また、令和3年度から令和4年度にかけて実施した住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、1世帯当たり10万円の給付金を合計3,381世帯に支給し、事業完了に伴い事業費を精算した結果、国に交付金を返還する必要性が生じたので、併せて予算計上しています。

【低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の概要】

支給対象者	① 低所得のひとり親世帯：児童扶養手当受給者等 ② その他低所得の子育て世帯：①以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯等 ※②の対象となる児童の範囲は①と同じ（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）
給付額	児童一人当たり5万円
実施主体	① 低所得のひとり親世帯：都道府県、市及び福祉事務所設置町村 ② その他低所得の子育て世帯：市町村
費用	全額国庫負担（10/10）※事務費についても全額国庫負担
支給手続等	① 低所得のひとり親世帯：令和5年3月分の児童扶養手当受給者について、可能な限り5月までに支給（申請不要） ② その他低所得の子育て世帯：令和4年度の同特別給付金を受給した世帯等に可能な限り速やかに支給（申請不要） ※ ①②いずれも、直近で収入が減した世帯等については、可能な限り速やかに支給（要申請）

【補正内容】

令和5年度四万十町一般会計補正予算（第1号）第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり

【事業概要】

別紙のとおり

令和5年度 5月補正予算資料

(政策的主要事業等の概要説明資料)

単位：千円

会計名		一般会計		款	3	項	2	目	1	目名	児童福祉総務費	
事業名		低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業							所管課名		町民課	
新・継 新	予算額	財源内訳					歳出	予算内訳				
		国	県	地方債	その他	一般財源		予算書頁	5ページ ～ 5ページ			
既決	0	0	0	0	0	0	節	細節名称（予算書説明欄）		予算額		
今回	12,325	12,325				0	3	時間外手当		250		
計	12,325	12,325	0	0	0	0	10	消耗品費		38		
								印刷製本費		20		
							11	通信運搬費		22		
								口座引落等手数料		15		
							12	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金システム整備委託料		1,980		
							18	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金		10,000		
■ 事業の目的(趣旨) 食品等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。 ■ 補正内容(概要)等 【支給対象世帯】 令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象世帯(以下「令和4年度支給対象世帯」という。)又は直近で収入が減少した世帯(令和4年度支給対象世帯を除く。)であって、対象児童を養育する世帯等(ひとり親世帯を除く。) 【対象児童】 18歳(障害児の場合は20歳)に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(令和6年2月29日までに生まれた児童を含む。) 【給付額】 児童1人につき5万円							歳入「特定財源」内訳					
							国	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費交付金		10,000		
								低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事務費交付金		2,325		
全体計画等												
	令3	令4	令5	令6	令7	計						
	8,778	11,305	12,325	0	0	32,408						